

## 液化石油ガス法（販売）申請・届出の手引

この手引は随時改訂されるので、最新版を入手すること  
(改訂履歴)

改訂年月日	改訂の概要	該当ページ
H18. 4. 1	制定	
H24.10.16	添付書類の一部改訂	2
H25. 4. 1	組織改編及び審査基準改正に伴う改訂	1,2,3,7,8
R3.4.1	押印を求める手続きの見直しに伴う改訂	7,8
R5.2.1	液化石油ガス販売事業者認定について追記	9
R5.4.1	権限移譲及び政令、省令等の一部改正に伴う修正	1,2,3,7,8

令和5年4月

千葉県防災危機管理部産業保安課  
千葉市消防局予防部指導課

令和5年4月1日より千葉市内の販売所等に係る液化石油ガス法の事務の一部に係る各種手続きの窓口が千葉市消防局となりましたので、ご注意ください。

### 千葉市消防局予防部指導課が申請窓口となる事務

<手数料は現金納付となります。>

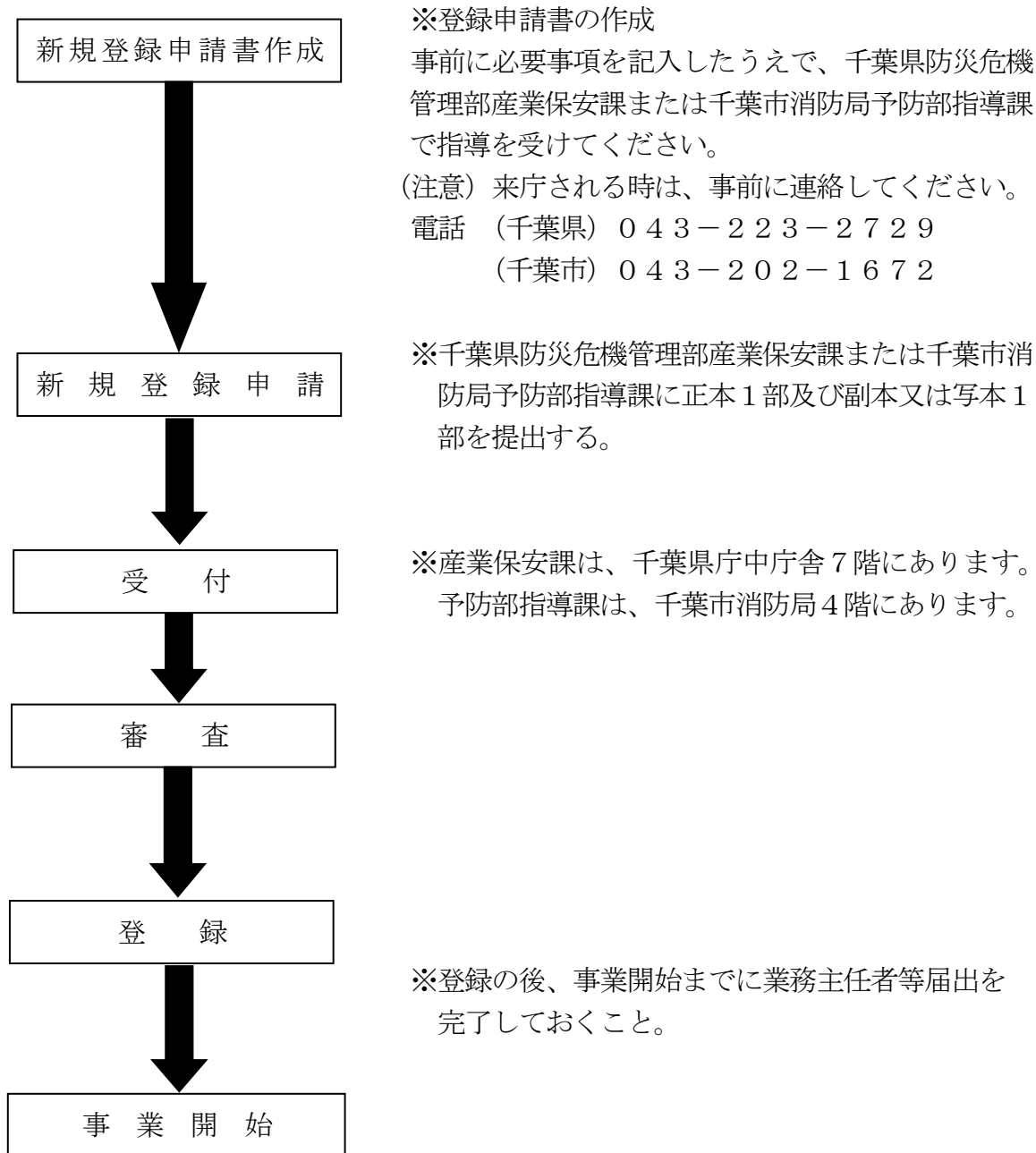
- ・ 千葉市内の販売事業者に係る事務  
(千葉市内にのみ販売所を有する場合に限る)
- ・ 保安機関に係る事務  
(千葉市内に所在する販売所の保安業務のみを行う場合に限る。)
- ・ 千葉市内の特定供給設備、充電設備、貯蔵施設に係る事務
- ・ 千葉市内の特定液化石油ガス設備工事事業者に係る事務
- ・ 千葉市内における液化石油ガス設備工事に係る事務
- ・ 千葉市内で発生した液化石油ガス一般消費者等に係る事故に係る事務

# 目次

ページ数

1	液化石油ガス販売事業の新規登録の手続きについて	1
2	販売事業の登録申請（新規・法人化の場合）【規則第4条】	2
3	販売事業の変更届出の手続きについて	3
4	販売所等の変更届出【規則第9条】	4
	（1）販売所の新設	
	（2）貯蔵施設（貯蔵量3トン未満の場合）、保安機関等の変更	
	①貯蔵施設の新設、移設、建替え、構造の変更、廃止	
	（所有・占有義務免除の理由変更）	
	②販売所の移設	
	③保安機関の変更、損害賠償措置の変更	
	（3）その他の変更（氏名等の変更、販売所の廃止）	
5	その他の届出等	7
	（1）登録行政庁の変更届【規則第7条】	
	（2）販売事業者の承継届【規則第10条】	
	（3）業務主任者（代理人）の選任（解任）届【規則第22条】	
	（4）販売事業の廃止届【規則第26条】	
	（5）液化石油ガス販売事業者認定申請【規則第47条】	

## 1 液化石油ガス販売事業の新規登録の手続きについて



### [注意]

- 1) 新規登録申請には手数料が必要となります。
- 2) 設備士を確保している場合は液化石油ガス設備工事事業開始届を、また不在の場合は設備工事事業開始届を提出している事業所との委託契約書を取り交わすこと。
- 3) 貯蔵施設の設置工事の際には、工事中の写真を撮っておくこと。  
(配筋の状況及びコンクリートモルタルの充填状況をブロック各段ごとに撮影すること。写真がない場合は破壊検査を実施することがあります。)

2 販売事業の登録申請（新規・法人化の場合） 【規則第4条】

No.1-1

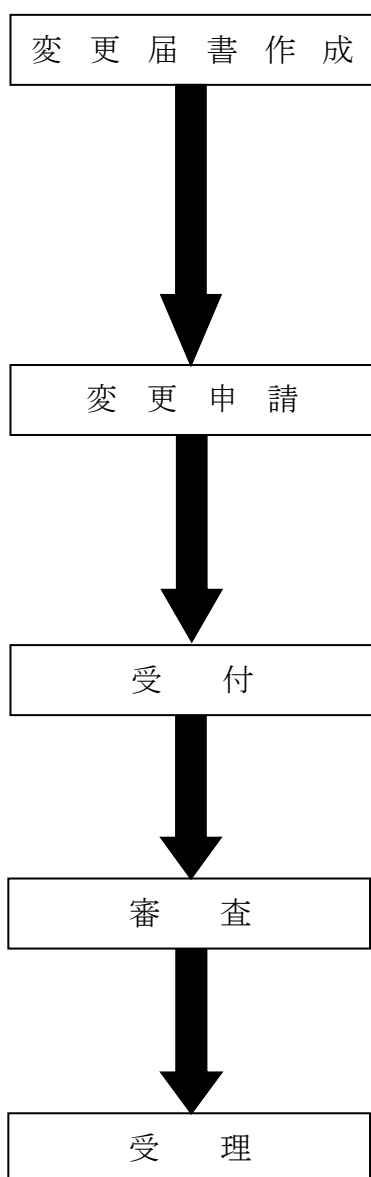
	様式及び添付書類	該当項目に○印
1	液化石油ガス販売事業登録申請書<様式A1>	
2	申請者（法人にあってはその役員を含む）が法律第4条第1項各号（登録拒否事項）に該当しないことの誓約書<様式A2又はA2-2>	
3	貯蔵施設の位置、構造等に関する事項<様式A3-1～2>	
4	保安機関に関する事項<様式A4>	
5	損害賠償の措置に関する事項<様式A5>	
6	販売予定地域、戸数、数量に関する事項<様式A6>	
7	貯蔵施設の所有（占有）義務免除に関する事項<様式A7-1～2>	
	1. 貯蔵施設の所有（占有）義務が免除される場合に添付	
8	業務主任者及び同代理者の選任予定届書<様式A8>	
9	（参考）販売の方法に関する事項<様式A9-1～3>	

その他の添付書類

No.1-2

	様式及び添付書類	該当項目に○印
1	賠償責任保険の契約書の写し	
2	定款の写し及び登記事項証明書（法人のみ）	
3	申請者の身分証明書（個人のみ）	
4	販売所・貯蔵施設の案内図及び付近の状況を示す図面	
	1. 貯蔵施設の所有（占有）義務が免除される場合は、販売所の案内図のみ添付	
	2. 図面の縮尺は1/200～1/300程度とする。	
	3. 貯蔵施設の外壁から25mの距離を示す。	
	4. 対面する保安物件境界までの距離を示す。	
5	貯蔵施設の図面及び明細	
	1. 貯蔵施設の所有（占有）義務が免除される場合は省略	
6	貯蔵施設の所有（占有）義務免除の理由を証する書面	
	1. 貯蔵施設の所有（占有）義務が免除される場合に添付	
	2. 詳細はP6参照	
7	法律第14条に規定する書面の写し	
8	千葉県：手数料分の千葉県収入証紙（様式G1に証紙を貼付） 千葉県市：手数料は現金納付	

### 3 販売事業の変更届出の手続きについて



#### ※変更届書の作成

事前に必要事項を記入したうえで、千葉県防災危機管理部産業保安課または千葉市消防局予防部指導課で指導を受けてください。

(注意) 来庁される時は、事前に連絡してください。

電話 (千葉県) 043-223-2729

(千葉市) 043-202-1672

変更申請

※千葉県防災危機管理部産業保安課または千葉市消防局予防部指導課に正本1部及び副本又は写本1部を提出する。

受付

※産業保安課は、千葉県庁中庁舎7階にあります。  
予防部指導課は、千葉市消防局4階にあります。

審査

受理

#### [注意]

1) 変更届出に手数料は不要です。

2) 貯蔵施設の変更工事の際には、工事中的写真を撮っておくこと。

(配筋の状況及びコンクリートモルタルの充てん状況をブロック各段ごとに撮影すること。立入検査時等に確認します。写真がない場合は破壊検査を実施することがあります。)

4 販売所等の変更届出 【規則第9条】

(1) 販売所の新設

No.2A-1

	様式及び添付書類	該当項目に○印
1	液化石油ガス販売所等変更届書<様式A10>	
2	変更届書に係る変更の内容<様式A11>	
3	貯蔵施設の位置、構造等に関する事項<様式A3-1~2>	
4	保安機関に関する事項<様式A4>	
5	損害賠償の措置に関する事項<様式A5>	
6	販売予定区域、戸数、数量に関する事項<様式A6>	
7	貯蔵施設の所有（占有）義務免除に関する事項<様式A7-1~2>	
	1. 貯蔵施設の所有（占有）義務が免除される場合に添付	
8	業務主任者及び同代理者の選任予定届書<様式A8>	
9	(参考) 販売の方法に関する事項<様式A9-1~3>	

その他の添付書類

No.2A-2

	様式及び添付書類	該当項目に○印
1	賠償責任保険の契約書の写し	
2	販売所・貯蔵施設の案内図及び付近の状況を示す図面	
	1. 貯蔵施設の所有（占有）義務が免除される場合は、販売所の案内図のみ添付	
	2. 図面の縮尺は1/200~1/300程度とする。	
	3. 貯蔵施設の外壁から25mの距離を示す。	
	4. 対面する保安物件境界までの距離を示す。	
3	貯蔵施設の図面及び明細	
	1. 貯蔵施設の所有（占有）義務が免除される場合は省略	
4	貯蔵施設の所有（占有）義務免除の理由を証する書面	
	1. 貯蔵施設の所有（占有）義務が免除される場合に添付	
	2. 詳細はP6参照	
5	法律第14条に規定する書面の写し	

## (2) 貯蔵施設（貯蔵量3トン未満の場合）、保安機関等の変更

No.2B-1

①貯蔵施設の新設、移設、建替え、構造の変更、廃止  
 （所有・占有義務免除の理由変更）

②販売所の移設

③保安機関の変更、損害賠償措置の変更

	様式及び添付書類	該当項目に○印
1	液化石油ガス販売所等変更届書<様式A10>	
2	変更届書に係る変更の内容<様式A11>	
3	貯蔵施設の位置、構造等に関する事項<様式A3-1~2> *変更ないときは省略	
4	保安機関に関する事項<様式A4> *変更ないときは省略	
5	損害賠償の措置に関する事項<様式A5> *変更ないときは省略	
6	貯蔵施設の所有（占有）義務免除に関する事項<様式A7-1~2> *変更ないときは省略	
7	（参考）販売の方法に関する事項<様式A9-1~3> *変更ないときは省略	

（注）貯蔵施設を廃止した場合は、<様式A6>を添付すること。

## その他の添付書類

No.2B-2

	様式及び添付書類	該当項目に○印
1	賠償責任保険の契約書の写し *変更ないときは省略	
2	販売所・貯蔵施設の案内図及び付近の状況を示す図面 *変更ないときは省略	
	1. 貯蔵施設を廃止する場合は、販売所の案内図のみ添付 2. 図面の縮尺は1/200~1/300程度とする。 3. 貯蔵施設の外壁から25mの距離を示す。 4. 対面する保安物件境界までの距離を示す。	
3	貯蔵施設の図面及び明細 *変更ないときは省略	
4	貯蔵施設の所有（占有）義務免除の理由を証する書面 *変更ないときは省略	

（注）貯蔵施設を廃止した場合は、「貯蔵施設の所有（占有）義務免除の理由を証する書面」を添付すること。

＜貯蔵施設の所有（占有）義務免除の理由を証する書面について＞

- 1 ＜様式A 7－1＞中、免除の理由 1 又は 2 に該当する場合  
(規則第 1 1 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当)
  - ①高圧ガス保安法に基づく許可証の写し
  
- 2 ＜様式A 7－1＞中、免除の理由 3 に該当する場合  
(規則第 1 1 条第 2 項第 3 号に該当)
  - ①高圧ガス保安法に基づく許可証の写し
  - ②配送、保管等に関する委託契約書の写し
  - ③配送事業者と製造許可、貯蔵所許可を受けている事業者との関係を示す書面  
(②の受託契約者と①の許可事業者が異なる場合に添付)
  
- 3 ＜様式A 7－1＞中、免除の理由 4 に該当する場合  
(規則第 1 1 条第 2 項第 4 号に該当)
  - ①液化石油ガス法に基づく許可証の写し
  - ②供給等に関する委託契約書の写し（自らが充てん業者の場合は省略)
  
- 4 ＜様式A 7－1＞中、免除の理由 5 に該当する場合  
(規則第 1 1 条第 2 項第 5 号に該当)
  - ①液化石油ガス法に基づく登録通知書の写し
  - ②協同組合等の組合員であることを称する書面
  - ③仕入れに関する契約書の写し
  
- 5 ＜様式A 7－1＞中、免除の理由 6 に該当する場合  
(規則第 1 1 条第 2 項第 6 号に該当)
  - ①高圧ガス保安法に基づく許可証の写し
  - ②資本的結合がある事業者との関係を示す書面
  - ③仕入れに関する契約書の写し



### (3) その他の変更（氏名等の変更、販売所の廃止）

（様式等）

- ① 液化石油ガス販売所等変更届書＜様式A10＞

（添付書類）

- ① 販売所の名称変更      本社の名称変更の場合のみ、登記事項証明書を添付
- ② 代表者の変更          登記事項証明書を添付・・・法人の場合のみ該当
- ③ 本社所在地の変更      登記事項証明書を添付
- ④ 住居表示の変更        市町村長の証明書を添付
- ⑤ 販売所の廃止          添付書類なし

## 5 その他の届出等

### (1) 登録行政庁の変更届 【規則第7条】

- ① 登録行政庁変更届書＜様式A12＞

（新登録行政庁の登録証の写しを添付）

- ア) 千葉県から経済産業省（局）登録へ変更の場合→新規登録申請を経済産業省（局）へ申請し、様式A12を千葉県へ届出
- イ) 経済産業省（局）から千葉県登録へ変更の場合→新規登録申請を千葉県へ申請し、様式A12を経済産業省（局）へ届出
- ウ) 千葉県から千葉市登録へ変更の場合→新規登録申請を千葉市へ申請し、様式A12を千葉県へ届出
- エ) 千葉市から千葉県登録へ変更の場合→新規登録申請を千葉県へ申請し、様式A12を千葉市へ届出
- オ) 千葉市から経済産業省（局）登録へ変更の場合→新規登録申請を経済産業省（局）へ申請し、様式A12を千葉市へ届出
- カ) 経済産業省（局）から千葉市登録へ変更の場合→新規登録申請を千葉市へ申請し、様式A12を経済産業省（局）へ届出

## (2) 販売事業者の承継届 【規則第10条】

(相続の場合)

- ① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲) <様式A13>
- ② 誓約書<様式A2-2>
- ③ 承継者の身分証明書
- ④ 戸籍謄本(被承継者と相続人全員の分が必要)
- ⑤ 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書(承継者を除く) <様式A15>
- ⑥ 液化石油ガス販売事業者相続証明書<様式A16>(承継者が一人の場合)

(合併又は分割の場合)

- ① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲) <様式A13>
- ② 誓約書<様式A2>
- ③ 合併又は分割後の登記事項証明書

(事業の全部譲渡の場合)

- ① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲) <様式A13>
- ② 誓約書<様式A2又はA2-2>
- ③ 液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書<様式A13-2>
- ④ 譲渡に関する契約書等の写し
- ⑤ 承継者の登記事項証明書(法人の場合)又は身分証明書(個人の場合)

※ 千葉県) 承継後の所管行政庁が千葉県以外の場合は、「液化石油ガス販売事業承継届書(乙) <様式A14>」に合併後の登記事項証明書又は身分証明書を添付し、千葉県へ届出ること。

千葉市) 承継後の所管行政庁が千葉市以外の場合は、「液化石油ガス販売事業承継届書(乙) <様式A14>」に合併後の登記事項証明書又は身分証明書を添付し、千葉市へ届出ること。

**(3) 業務主任者（代理者）の選任（解任）届 【規則第22条】**

- ① 業務主任者等選任（解任）届書＜様式A17＞
- ② 同意書＜様式A17-2＞
- ③ 第2種販売主任者免状の写し
- ④ 第2種販売主任者免状（免状に裏書きするので選解任共）

※1 液化石油ガスの販売に関する実務経験が6月以上ない者は選任できない。

※2 業務主任者の代理者が代理者講習修了証のみの場合は、講習修了証の写し及び修了証を持参すること。

**(4) 販売事業の廃止届 【規則第26条】**

- ① 液化石油ガス販売事業廃止届書＜様式A18＞

**(5) 液化石油ガス販売事業者認定申請 【規則第47条】**

認可をするにあたって、保安確保機器の設置及び管理の方法について販売店に立入調査を行い、消費者に設置してある保安確保機器の状況確認を行う。

- ① 販売事業者認定申請＜様式A20＞
- ② 販売事業所に係る案内図
- ③ 保安確保機器の設置及び管理の基準に対応する事項＜様式A20-1＞
- ④ 認定対象消費者割合明細表＜様式A20-2＞
- ⑤ 保安確保機器明細表＜様式A20-3＞
- ⑥ 保安確保機器のカタログ等認定販売告示の要件を説明できるもの  
（メーカーから告示の要件を満たすとの保証書等）
- ⑦ 集中監視センターにおける常時監視体制概要説明書＜様式A20-4＞
- ⑧ 各販売事業所における監視体制等概要説明書＜様式A20-5＞  
（当該販売所が集中監視センターになっている場合は不要）
- ⑨ 当該集中監視システムに係るシステム構成等の確認ができるもの
- ⑩ 集中監視センターとの業務委託契約書及び保安機関認定証の写し  
（当該販売所が集中監視センターになっている場合は不要）
- ⑪ 緊急時出動業務を行う認定保安機関が確認できる書面＜様式A20-6＞
- ⑫ 緊急時出動業務を行う認定保安機関との業務委託契約書及び保安機関認定証の写し
- ⑬ 自社の事業所で全部又は一部の地域に係る緊急時出動業務を行うに場合に

あつては、当該事業所から半径 40 k mの円が図示された地図

⑭ 運営管理規定

⑮ 保安確保機器を設置しているものの氏名又は名称及び住所リスト  
(リストの枚数が多い場合は、当該リストの一部を添付する。)